

# 平成 19 年度一般会計・特別会計及び水道事業会計の決算審査 平成 19 年度歳入歳出決算及び水道事業会計に係る健全化判断比率等審査

平成 20 年 10 月 10 日

監査委員 松隈 英之助

長瀬 俊夫

地方自治法及び地方公共団体財政健全化法により審査を実施しましたので、その結果を公表します。

## 第 1 審査の方法及び結果

- 1 各会計の歳入歳出決算書等については、計数の正確性・適法性等に主眼をおき、例月検査・定期監査も勘案して審査しました。その結果、各会計の計数は正確であり適正であると認めました。
- 2 健全化判断比率等については、算出過程・算定要素の適切性・算定の基礎となる書類等の適正性等に主眼をおき、審査しました。その結果、各財政指標は適正であると認めました。

## 第 2 意見

監査委員の意見として主要なものは、次のとおりです。

### 1 予算の処置について

- ① 普通会計の実質収支は 5.4% の黒字ですが、普通会計の基金は、前年度より 965,662 千円減額し、平成 19 年度末現在 1,264,657 千円で基金も減少し、経常収支比率は 102.1% で前年度より 1 ポイント悪化し、財政構造上弾力性がなく硬直化の状態です。これは、公債費比率が 16.9% で高いことが主たる要因です。
- ② 公債費の繰上償還 900,493 千円により、次年度経常収支比率は数パーセント好転する見込みですが、それでも財政構造上の硬直化は避けられません。

引き続き、非常事態宣言における厳しい財政状況も踏まえ、経常的経費を含めて各種歳出を更に削減すると共に、起債を抑制するなど思いきった措置が必要です。

### 2 滞納額の処置について

町税、国保税、住宅新築資金等貸付金、町営住宅使用料及び保育料の滞納額の収納率等は、次のとおりです。

|                 |       | 町 税     | 国保税     | 住宅新築<br>資金等貸付金 | 町営住宅<br>使用料 | 保育料   |
|-----------------|-------|---------|---------|----------------|-------------|-------|
| 滞納額の<br>収納率 (%) | 17 年度 | 9.3     | 5.5     | 5.0            | 28.5        | 29.0  |
|                 | 18 年度 | 11.4    | 6.5     | 5.1            | 28.3        | 23.9  |
|                 | 19 年度 | 10.1    | 8.3     | 3.3            | 21.3        | 16.0  |
| 19 年度末滞納額 (千円)  |       | 176,817 | 204,382 | 154,442        | 14,589      | 8,051 |
| 対前年度増減額 (千円)    |       | 15,634  | 1,696   | 6,664          | 1,528       | 2,968 |

注：滞納額の合計は、本表における合計